

環水大管発第2505235号
令和7年5月26日

都道府県知事殿
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長
(公印省略)

ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る暫定排水基準の見直しについて（通知）

ほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふつ素及びその化合物（以下「ふつ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下「硝酸性窒素等」という。）については、排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成13年環境省令第21号。以下「省令」という。）附則第2項において暫定的な排水基準（以下「暫定排水基準」という。）を設定しており、その適用期間は令和7年6月30日まで（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）となっている。

今般、ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準の対象業種（10業種）のうち、旅館業及び下水道業を除く8業種について、現時点における各業種の排水実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第1条に規定する排水基準（以下「一般排水基準」という。）への対応の可否を確認した上で、別表のとおり、一部の基準値を強化し、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。

このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和7年環境省令第17号。以下「改正省令」という。）を令和7年5月26日に公布し、同年7月1日から施行することとした。

その実施に当たっては、下記の事項に留意の上、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 措置の内容

ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている 10 業種のうち、旅館業及び下水道業を除く 8 業種について、1 業種は一般排水基準へ移行し、その他の業種は一部の基準値を強化した。また、暫定排水基準の適用期間を 3 年 3 か月延長することとした。延長後の適用期間は、令和 10 年 9 月 30 日までである。

2. 暫定排水基準が適用される特定事業場に対する指導

暫定排水基準は、一般排水基準への対応が技術的に困難な業種に対して、時限付きで暫定的に認めている基準値である。改正省令による改正後の暫定排水基準及びその他の暫定排水基準が適用されている特定事業場に対して、適用期間終了後に一般排水基準に移行することができるよう、必要な助言等をお願いする。

また、環境省においても引き続き、一般排水基準を達成できていない事業場に対する現地調査や濃度低減対策の取組状況等の把握、必要な助言等、更なる濃度低減に向けた取組を進めていくこととしており、本取組への連携、御協力をお願いする。

なお、引き続き、水質汚濁防止法第 22 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徵収及び立入検査を的確に行うことなどにより、特定事業場における排水基準遵守や自主測定の履行状況を把握するとともに、基準違反等が確認された場合には適切な指導等の徹底を図られたい。

3. 畜産部局との連携について

硝酸性窒素等の暫定排水基準が適用されている畜産農業における更なる濃度低減に向けた取組の円滑な実施を図るため、水質汚濁防止法担当部局（以下「環境部局」という。）と畜産担当部局との連携が重要である。

家畜排せつ物の処理等については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成 11 年法律第 112 号）に基づき適宜実施されているほか、農林水産省が策定する「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」が令和 7 年 4 月に改定され、環境規制への適切な対応に関する方針が定められたところ、現地確認を行う場合には、畜産部局と環境部局の担当者の同行、あるいは環境部局で把握している現況や指導内容の畜産部局への確実な共有など、円滑な連携体制を確立しておくことが望ましい。

4. その他（暫定排水基準が適用される特定事業場）

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

（1）共同処理場への暫定排水基準の適用について

ほう素、ふつ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準が適用されている工場又は事業場からの汚水等を処理する共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則第3項）。

（2）複数の業種その他の区分に属する場合について

暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種その他の区分に属する場合には、当該業種その他の区分に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとしている（改正省令による改正後の省令附則別表備考1）。

（連絡先）

環境省水・大気環境局
環境管理課 環境汚染対策室 福田、尾原
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
Tel : 03-5521-8316（直通）
E-mail : mizu-kanri@env.go.jp